

その金額も、民間価格ではなくて高いお役所価格になっていきます。この契約のうち、何と八九%が少額随意契約となっているにもかかわらず、会計検査院ですらこの件数と総額を把握できないほどです。しっかりとこの少額随意契約について把握し対応する必要があると思います。

党政権で推進することになった、先ほどお話しした共同調達によるコスト改善にはこの少額随意契約の解明は欠かせないと思います。まとめ買いをすることで、百六十万円の少額随意契約の壁を越えて透明性を向上して、結果的にコストの抑制につながるものと思います。

また、リサイクルできるものもないか、新品を買う必要性の見直しなども併せて厳しくチェックするべきだと思えます。

今現在、この点に関してどうなっていますでしょうか。

○国務大臣（蓮舂君） 御質問の前段の部分の競り下げですが、既に試行を行いました。今年の二月初めに公告を実施しまして、三月の下旬にシステム上の競り下げを、試行的ではあるんですが、実施をしたところでございます。これは内閣府、内閣官房等が使用する平成二十三年度分のコピー用紙を対象に競り下げを行ったんですね。A4のコピー用紙が結果として単価が千八十円になりまして、過去三年間の単価、千二百五十九円に比べ

ると確かに安く調達すること、落札することはできたんですが、昨年と比べると、昨年は千十円で、実は昨年よりも高くなってしまっている。

市場の動向であるとかあるいは発注する数量によってもなかなか過年度と比較をすることが難しいんですが、実際に、じゃ、どれぐらいまで行政改革に資するかというのは、この試行的に行った競り下げの分析も含めて今後十分な検証を行い、ほかの省庁でも試行的に検討をしていただきたいとお願いをしているところでございます。

質問の後段の部分の少額随契なんですが、まさに御指摘のとおり、この少額随契の中をもっと細かく検証することによって、寄せて集中的に競り下げであるとかあるいは共同調達に振り替えることによつてコストを更に削減する効果はあるものとも私思っています。実際、今少額随契が全体で幾らぐらいあるのか、どういうものが行われているのかを網羅的に一覧するシステムがないものですから、それを、じゃ、まず、どういうものが行われているのか各省庁で明らかにしていたら、その中から競り下げあるいは共同調達に移行できるものはないかというのを公共サービス改革プログラムで私の下でまとめたときには是非提言として入れたいと考えております。

○牧山ひろえ君 また、リサイクルできるもの分かなりやすい例として、毎日私たちがもらっている

あの厚い立派な封筒、あれも役人の数と国会議員の数を考えると毎日何万枚も使っていると思えますので、こういった点からも見直す必要があるんじゃないでしょうか。

また、新しい公共の中の考え方としては、寄附者に今までと比べ優遇税制を図ることによって市民活動を盛り上げていくというのが趣旨の一つだと存じます。しかし、今は災害後の財政困難な状況ですから、税制優遇ばかりにこだわらず、例えば寄附者の名前を公共プロジェクトに付けてあげるといふのはいかがでしょうか。億単位でいえば例えば病院や学校、十万円単位でいえば井戸やトイレなどが考えられます。例えば学校でしたら、一人の寄附者では賄い切れないかもしれませんが、教室ごとに寄附者の名前を付けるとか、あるいは被災に遭った子供の教育費を寄附する方がいるとします。その子供の学年に寄附者の名前を付けるとか、工夫すれば幾らでも人の名前を付けてあげることができると思います。

実際に私が卒業しましたロススクールなんですけれども、各教室に寄附者の名前が付いており、その方の名前が金色のプレートに彫ってあります。また、学年ごとに学校に寄附をしている方の名前が付いていましたので、私の卒業年度にも名前が付いておりました。

以上のように、公共の事業であっても、寄附し

た人の名前を、例えば何とか記念病院などと名付ける方法を広く紹介してはいかがでしょう。特に、外国人の中には、税額控除よりもこのような御自身の名前を何かの形に残すことを望んでいる方もたくさんいらっしゃいます。生きているうちに何か形として残そうという方もたくさんいらっしゃいます。

今までのやり方に加えて、このようなやり方も追加すれば、寄附金ももっと集まると思いますが、いかがでしょうか。玄葉大臣。

○国務大臣（玄葉光一郎君） 震災があつて、阪神大震災とまず今回の事態が違うというのはこれまででも申し上げてまいりましたけれども、大震災域にわたる被害である、原発事故、残念ながらまだ事態が収束していない、そういったこともありますが、財政も違うんですね。ですから、あとの、阪神大震災のときの財政状況は、国、地方合わせての借金が三百七十兆、今はたしか平成二十二年末で八百七十兆です。ですから、牧山委員がおっしゃるように、この寄附、善意の寄附というものをいかに活用するかというところは、これからの復旧復興を考える上で極めて大切なことだということふうに思います。

先ほど尾立政務官が答弁をいただいた、また今日ここにいらっしゃる皆様の御協力によって今寄附税制が進行中でございます。画期的な税制

が生まれてくるというふうに思いますが、そういった税制のみならず、今御提案があつた名前を付ける寄附というのにも確かにもっと広く推奨していくべきだなと。まあ、タイガーマスク現象のように匿名がいいという方も、特に日本人は、これ日本人の一つの私は特質じゃないかと思えますけれども、そういう方々もいらっしゃいますけれども、また一方で、今、牧山委員が、牧山さんがおっしゃったような、いやむしろ名前を付けて、別に売名ではないけれども、やっぱり後世に残したいという思いを持っておられる方々もたくさんいらっしゃいますと思うんですね。

ですから、現に今回の震災後も、地方公共団体あるいは例えは独立行政法人とか、あるいは国立大学法人でもそうなんですけれども、そういったところに使途を限定しての寄附だつて、いいですよ、名前を付けることもできますよということをあえて実は被災者の支援チームが各地方公共団体に通知をあえてしたところでありまして、そういう考え方をできる限り広めてまいりたいと、そう考えております。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。
ここで、資料配付をお願いしたいと思います。

【資料配付】

○牧山ひろえ君 NPO主体ではありませんけれども、寄附者の名前を付けてあげる制度として前例

を御紹介したいと思います。

配付資料の中に矢印で記したんですけれども、カンボジアの村であなたの名前が付いた学校を建ててみませんかという言葉が書いてあります。カンボジアです。日本とかなり物価が違います。寄附者は一万三千ドル出資し、そしてカンボジアの教育省の協力を得ながらアジア開発銀行からも出資していただくというシステムです。このプロジェクトは一九九九年に始まりまして、これまでに何と四百七十以上の学校が設立されています。

是非とも、日本においても寄附者の名前を付けてあげる寄附システムも確立させ、ありとあらゆる方法で災害地域の立て直しを図っていただきたいと思えます。例えば、公園のベンチなどにそのベンチの寄附者の名前が書いてあったり、植えてある木の木に寄附者の名前が書いてあるなど、日本にも前例が多くありますから、実現は可能なはずだと思います。

是非、早期復興復旧のために、新しい寄附控除制度と一緒にこの名前を付けてあげる寄附システムをはやらせていただきたいと思うんですけれども、具体的にどのように進めていけばいいのかわかなくてはいけません。何も募集がないところに寄附者が自治体の望むものに寄附をするわけがないと思いますから、そこでちょっと考えたいんですけれども、例えば、自治体が必要な建物、

例えば図書館ですとかボールなど、あるいは公園や校庭で必要な遊具、木やベンチなど、数万円から億単位のものまでおよその金額を明記した要望リストを作ります。そのリストの中の一つ一つに對し審附をしてくれる人や団体を募集して、それに対して審附してくれた方にはその方や団体の名前を付けるというインセンティブを与える。このように、たとえ制度としてこれが既に自治体に存在しているにしても、何か特別な行動を起こさなくては復活につながるほどの大きなプロジェクトには至らないと思います。

もちろん、公募にするとしても、お金の出どころなど問題がないか調べた上で自治体を選ぶというシステムにしていかなくてはいけないと思えますけれども、名前を付けてあげるこの審附のシステムの進め方の一つとして自治体側から要望リストを作って寄附者を募るといふ私の提案について御意見をいただけたらと思います。玄葉大臣。

○国務大臣（玄葉光一郎君） まず、カンボジアの例がございましたけれども、私の友人も、パキスタンの学校をつくるということと奔走されて、同じようなことをされておられました。同時に、今回の事態に当たっても、地方公共団体が要望リストを作ると、具体的に作るというお話は大変興味深い貴重な御提言だというふうに思います。

まずは、地方公共団体に考えていただくのがい

いと思いますが、具体的には。ただ、「新しい公共」を担当する立場の責任者としては、四月の十日日でありませけれども、「新しい公共」推進会議の下に、今回の被災者の支援活動のために必要となる制度の在り方などを検討するためのワーキンググループを実施はつくりました。ですから、今おっしゃったようなことも含めて、こういったワーキンググループなどで被災者の支援等に当たり、どういった具体的な手法があるのかということについても検討しながら、我々としても提言していきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

今、この災害の中で、不景気の中で、多くの市民活動、NPOの活動活性化が望まれますけれども、寄附の認定制度や税制優遇を受けるNPOの増加が進む中で、いま一度、根本的な信頼にかかわる問題はないだろうか、今だからこそ立ち止まって考えていただきたいと思えます。公益性が高い団体の信頼性までもが制度を悪用する団体が存在するせいで崩されないようにしていきたいと思えます。このような趣旨で御質問させていただきたいと思えます。

また、前回の質問への答弁で、五十嵐財務副大臣から認定NPO法人に関するホームページでの公開について、更に寄附者の利便性を考えるとい

う観点からどのような方法が取れるか検討してまいりたいというお話がございました。その後、先ほど申し上げた事業年度報告書の公開以外に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、全事業年度の役員名簿、全事業年度の社員のうち十人以上の者の名簿について、現在まで何かほかに御検討はなされたんでしょうか。

○大臣政務官（尾立源幸君） お答えいたします。

NPO法人制度というのがそもそも市民の皆様 の監視によって成り立っているということ、さらに、認定NPO法人につきましては税制優遇を与えておりますので、そういった意味で何よりも情報公開が大事だということとは共通認識として持っております。その上で、昨年の十月二十一日の委員からの御質問に五十嵐副大臣が御答えをさせていただきました。

国税庁におきましても、どのような情報開示がホームページ上でできるのかということについては検討してまいりましたが、その検討に当たっては二点考慮をさせていただきました。一つは、答弁でも五十嵐副大臣から申し上げたとおり、更に寄附者の利便性を高めると、考えるという観点から、寄附をされる方にとってどういう情報が本当に有効なのかどうかと、こういう観点。そしてもう一つは、これは庁内の問題でございますけれども、提出いただいた資料をコピーをして、PDF化し